

【精神障害者の自立と家族のあり方

「親なきあと」ではなく「親ある間」に家族も本人も幸せになる社会にかえよう】(南部紹介)

月刊みんなねっと 2023年12月号に兵庫県豊岡保健所長の柳尚夫様の投稿記事に感銘を受けましたので、紹介させていただきます。

【家族はもう保護義務者ではない】

家族会からの働きかけで、2014年の精神保健福祉法の改正で『保護義務者』がなくなり、精神障害者を家族ではなくて社会が支援することになりました。しかし、法改正から9年経っても、家族は当事者の病気の相談にのり、入院や通院医療の手伝いをし、退院の受け皿となり地域生活の困りごとの相談支援をしています。

私からの提案は、『家族の皆さんが、既にある制度を積極的に活用し、もし地元で上手く使えないなら、使える制度にするように自治体に働きかける』ことです。既に事業化された制度でも使わなかったり、使えないなら『絵に描いた餅』で当事者や家族の助けになりません。つまり、『家族が頑張らなくてもいい社会』の実現を『親なきあと』ではなくて『親ある』今こそ取り組むべきです。

【当保健所の事例紹介】

今ある制度を使って無事退院をして地域生活を送っている事例を紹介することで制度のイメージをしてください。

Aさん「親なきあとでも、ちゃんと退院できる」

60代男性、病名：統合失調症で入院期間34年8カ月（23歳～57歳） 両親は入院中に亡くなった。

<地域移行支援申請>

本人は退院したい意向があり、病院相談員も「Aさんなら出来るよ」と後押しをしてくれた。相談支援事業所に依頼して、地域移行支援を申請した。 次号に続く

<賛助会員募集>

こころの病いに苦しむ方々の地域支援を主目的に賛助会員を募集します。その趣旨を下記に説明します。

1. 明石市近郊にてこころの病いに苦しむ方々のために何が出来るかを考え、そのための資金として活用します。用途も明確にします。
2. こころの病いに苦しむ方々への病気に対する知識、リカバリーのための講習会の開催を目指します。
3. 賛助会員になって頂いた方には、明石ともしび会ニュース、総会資料等を配布します。
4. 明石ともしび会ニュースにて賛助会員をご紹介します。
5. 総会にて、賛助会員のご紹介と賛助金の用途について、ご報告致します。

会費納入方法は、同封の手数料無料の郵便局の振込用紙にてお願いします。

口座記号及び口座番号:00980-7-166023

賛助会員:(個人)入会金0円 年会費1,000円・(法人)入会金0円 年会費10,000円

お問い合わせ先 NPO法人明石ともしび会 理事長 南部 和幸

〒673-0871 兵庫県明石市大蔵八幡町7-11

電話番号 078-912-4433 (さくら工房) 携帯電話 070-1345-8997

E-mail sakura_koubou6687@car.ocn.ne.jp



編集後記

毎号皆様に伝えたいことが沢山ありますが、中々紙面が足りないですね。

P.1に記載しました1月28日(日)の【親なきあとの子供の在宅支援を考える会】や2月10日(土)の【リカバリーのための支援】の講演会は、是非ご参加ください。2024年は、新しいイベントを色々計画していますので、是非ご参加お願いします。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。

(南部)